

新型火災共済

ご加入のしおり



全国生協連

2018.5

基本コース

2 風呂の空だき共済金

保障期間(共済期間)中に生じた風呂の空だきにより、共済の対象となる浴槽、風呂釜などにのみ損害が生じた場合は、5万円を限度として実際の損害額をお支払いします。

3 臨時費用共済金

ご加入の住宅または家財の火災等に伴う、生活上の臨時の支出に充てるために要する額として、前記1の火災等共済金のほか、1回の共済金の支払事由につき200万円を限度に、その火災等共済金の20%の額を臨時費用共済金としてお支払いします。ただし、前記2の風呂の空だきによる損害の場合はお支払いしません。

4 焼死等共済金

(1) ご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅における火災等を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、ご加入者またはご加入者と同一世帯に属する方が死亡または重度障害(「別表1」 重度障害の範囲)(26ページ)のいずれかに該当する身体障害をいいます。以下同じ)となられた場合は、1人につき100万円、1回の共済金の支払事由につき合計500万円までの額をお支払いします。

(2) ご加入者またはご加入者と同一世帯に属する方が前記(1)の重度障害となり、その共済金の請求前に死亡された場合は、重度障害の状態にならずに死亡したものとみなします。

5 持ち出し家財見舞共済金

ご加入の家財のうち、ご加入者もしくはご加入者と生計を一にする親族によって一時的に持ち出されたものについて、日本国内の他の建物(アーケード、地下街等もっぱら通路に利用されているものを除く)内において火災等により損害が生じた場合は、1回の共済金の支払事由につき100万円を限度に、家財のご加入額の20%の額またはその損害額のうちいすれか少ない額をお支払いします。

ただし、次の場合を除きます。

- ① 運輸・運送業者または寄託受け業者に託している場合
- ② 単身赴任等により長期または継続的に持ち出している場合
- ③ 交通機関内にある場合

6 濡水見舞費用共済金

ご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅から保障期間(共済期間)中に発生した事故(火災、破裂および爆発を除く)により第三者の住宅その他の建物や家財その他の動産に水ぬれの損害を与えた場合は、第三者1世帯につき40万円かつ1回の共済金の支払事由につき合計100万円を限度に、ご加入額の20%の額またはご加入者もしくはご加入者と生計を一にする親族がその損害に対する見舞金(賠償金を含む)として第三者に支払った額のうちいすれか少ない額をお支払いします。

基本コース

7 失火見舞費用共済金

ご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅から保障期間(共済期間)中に発生した火災、破裂または爆発により第三者の住宅その他の建物や家財その他の動産に奥気付着以外の損害を与えた場合は、第三者1世帯につき40万円かつ1回の共済金の支払事由につき合計100万円を限度に、ご加入額の20%の額またはご加入者もしくはご加入者と生計を一にする親族がその損害に対する見舞金(賠償金を含む)として第三者に支払った額のうちいすれか少ない額をお支払いします。

8 借家修復費用見舞共済金

第三者が所有する住宅に借家として住み、家財にご加入されている場合において、ご加入者の占有部分から発生した火災等により当該住宅に損害が生じ修復契約に基づき修復する場合は、1回の共済金の支払事由につき100万円を限度に、ご加入額の20%の額またはご加入者もしくはご加入者と生計を一にする親族が修復の支出に充てた額のうちいすれか少ない額をお支払いします。

9 風水害等見舞共済金

(1) ご加入の住宅(付属建物等を除く)またはご加入の家財が風水害等により10万円を超える損害または床上浸水を被った場合は、ご加入額に応じて下表の見舞共済金をお支払いします。

区分	損害内容	住宅にご加入の場合はどちらにご加入の場合はどちらに		家財のみにご加入の場合はどちらに	
		ご加入額が2,000万円以上の場合	ご加入額が1,000万円未満の場合	ご加入額が2,000万円以上の場合	ご加入額が1,000万円未満の場合
全壊・流失	住宅が罹災証明書により、「全壊」と認定された場合	600万円	ご加入額の30%	300万円	ご加入額の30%
半壊	住宅が罹災証明書により、「大壊損半壊」または「半壊」と認定された場合(ただし、床上浸水による損害については床上浸水区分にてお支払いします。)	300万円	ご加入額の15%	150万円	ご加入額の15%
一部破損	ご加入の住宅またはご加入の家財の損害額が100万円を超える経緒の状態	60万円	ご加入額の3%	30万円	ご加入額の3%
	上記の損害額が100万円以下の破損の状態	40万円	ご加入額の2%	20万円	ご加入額の2%
	上記の損害額が20万円を超える50万円以下の破損の状態	20万円	ご加入額の1%	10万円	ご加入額の1%
	上記の損害額が10万円を超える20万円以下の破損の状態	一律5万円		一律2.5万円	

*風水害等による損害には、住宅の欠陥および老朽化による雨もり等(その風水害等を直接の原因とした住宅外壁の壊れ、亀裂、隙間、傾斜およびそれに起因しない雨もり等をいう)による損害は含まれません。

*家財のみにご加入されている方が住宅に一部破損の損害を被った場合、または住宅のみにご加入されている方が家財に一部破損の損害を被った場合は、見舞共済金のお支払いの対象となります。

*罹災証明書とは、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、地方自治体が、自然災害による損害を被った住屋について調査を実施のうえ、